近時の労働判例 ~労働法制特別委員会若手会員から~

第10回 長野地裁平成24年8月24日判決(厚生年金基金からの脱退) 〔判例時報2167号62頁〕



労働法制特別委員会委員 國井 友和 (64期)

事案の概要

原告は、被告(厚生年金基金)に加盟している設立 事業所である。被告では、2010年頃、23億8700万 円の使途不明金が発覚し、当時の被告事務長が業務 上横領の疑いで指名手配された。2011年1月18日、 原告は、被告に対し、被告の資産運用による財政赤 字の増加と23億円を超える使途不明金の発覚を理由 に、被告の基金としての将来に全く期待ができなく なったとして、被告からの脱退を申し出た。被告は、 原告の脱退の申出に対し、特別掛金(年金資産の不 足金を償却するための補足掛金の1つ)の金額が 1393万9496円、納付期限が2011年1月31日で ある旨の納入告知書を原告に対して送付した。原告 は、これを受けて、特別掛金の納入の準備を行った ところ、被告は、原告の脱退(規約別表1からの原 告の削除)は、規約の変更にあたり、代議員会の3 分の2以上の多数による議決(同意)が必要である とし、代議員会では、原告の脱退を承認しなかった。 そこで, 原告は, 被告に対し, 原告が被告の設立事 業所でないことの確認を求めるとともに、被告の規 約(以下「本件規約」という)から原告の名称及び 住所を削除し、厚生労働大臣からその認可を受ける ための手続を行うよう求めた。

裁判所の判断

(1) 被告を脱退するにあたっての代議員会の議決及び 承認の要否

被告は任意団体であることから、基金を構成する 設立事務所に脱退の自由が保障されているというべ きである。他方、基金は、老齢厚生年金の代行部分 の支給も役割としていることから、多分に公的性格 を併せ持ち、基金の目的は、加入員の生活の安定と 福祉の向上にある(厚生年金保険法(以下,「法」 という) 106条) から、基金の存続を図るために設 立事業所の脱退に一定の制限をすること自体には合 理性があると考えられる。

その上で、脱退する設立事務所は特別掛金を一括 納入すべきとされていることや、脱退する設立事務所 の代行部分は企業年金連合会に引き継がれること等 から、基金を存続させる必要があるにせよ、基金から 設立事業所が任意に脱退することを常に制限する合 理的理由は存在しないというべきであり、少なくとも 「やむを得ない事由」がある場合には、基金からの任 意脱退を制限することは許されず、設立事業所の任 意脱退が規約の変更に当たるとしても、 代議員会の 議決又は承認は不要であると解すべき、と判断した。 そして、この限りにおいて、規約の変更に関する法の 規定を合憲的に限定解釈し、脱退の申出に「やむを 得ない事由」がある場合については、代議員会の議 決は不要であって、脱退の意思表示がされたときに 脱退の効力が生じると解すべきであり、また、本件 規約についても、「やむを得ない事由」がある場合で も代議員会の承認が必要であると解される限度で公 序良俗に反し無効である、と結論付けた。

(2) 被告を脱退するにあたっての厚生労働大臣の認可の 要否

規約変更の効力は原則として厚生労働大臣の認 可にかかるものであるが、厚生年金基金令2条2号 を合憲的に解釈し、「やむを得ない事由」がある場 合には、厚生労働大臣の認可を不要とする事由に該 当するというべきであって、原告の名称及び住所を 本件規約から削除したことを厚生労働大臣に届け出 れば足りる、と判断した。

(3)「やむを得ない事由」の解釈

脱退についての「やむを得ない事由」とは、基本 的には原告の主観的事情によるというべきであるが、 被告事業の不振や他の構成員の不誠実など、被告に ついての事情もこれに当たると解すべきであり、被告 との信頼関係の破壊が重要な要素となるものという べきである、という判断基準を示した。その上で、 原告が被告に加入した基本的な目的は、原告の従業 員に対して福祉の向上を図るために加算部分を支給 することにあると認定し, 原告が被告を脱退する事 由として, ①近年被告の資産運用による財政赤字が 増加していること、また、22010年には、被告にお いて23億円を超える使途不明金が発覚しているなど 被告の運営方法について重大な疑義があり、被告の 存続が危ぶまれている状況であることから,もはや原 告が被告に対して信を置くことができないと判断した のも無理はない状態にあると認定し、原告が被告を 脱退するについて「やむを得ない事由」があるという べきである、と判断している。

なお、一括徴収手続(被告においては、特別掛金の納付)が行われることは、被告から設立事務所が 任意脱退することの要件であるが、本件では、被告 から特別掛金の納付の留保を依頼されて納付を留保 しているのであるから、特別掛金納付の履行の提供 は行われているとした。

3 本判決の検討

(1) 本判決の意義

厚生年金基金からの脱退に関するおそらく初めて

の裁判例といえる(中益評釈・ジュリスト1452号128頁)。厚生年金基金のような,加入は任意であるものの,老齢基礎年金の代行部分の支給を担うなど公的な側面を持つ団体について,いかなる条件で脱退が可能かどうかを判示したという意味で今後,類似の事件に与える影響は少なくない。

(2) 本判決の射程

本判決においては、「やむを得ない事由」の判断において「被告との信頼関係の破壊」を重要な要素としている。ところが、本判決はあくまで事例判断であるため、信頼関係の破壊を基礎付ける事情として資産運用による財政赤字の増加だけで足りるのか、それとも本件のように基金における多額の使途不明金の発生といった基金の運営方法に重大な疑義を生じさせる事情まで必要なのかについては不明であり、今後の裁判例の集積を待つところである。また、「やむを得ない事由」がある場合、脱退の効力につき、厚生労働大臣の認可までも不要としたことについては、反論も予想される(前掲・中益評釈)。本件は控訴され、控訴審係属中である。

(3) 今後について

厚生労働省は、2013年4月2日、厚生年金基金のうち、資産が国の定める基準を超える基金は存続を認め、全体の9割を占める資産が十分にない基金につき、施行後10年かけて解散させる旨の法改正案を自民党の厚生労働部会に提示した。近年、運用益の低下から、積立不足となっている厚生年金基金が多く、脱退を望む企業が増えている現状においては、今後の改正案の行方にも注目が集まる。